

(3) 交付対象

外国人受入環境整備交付金の交付を希望する全ての都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区を含みます。以下同じ。）が交付対象となります。

なお、交付金事業の実施主体としては、交付対象が直接行うケース、交付対象から民間団体等に委託するケース、交付対象から民間団体等に補助金を交付するケースがあります（コラム「一元的相談窓口の委託等について」（P. 8）参照）。

また、窓口の相談員は交付対象の職員が行い、通訳についてのみ、業者委託するようなケースもあります。

委託等する場合でも、一元的相談窓口として秘密保持義務等の条件（後記「（5）一元的相談窓口の条件」（P. 11）参照）を満たす必要があるため、委託等する業務以外の委託等先が従来行っている業務についても把握し、一元的相談窓口において、条件に違反する業務が行われないよう配慮することが求められます。



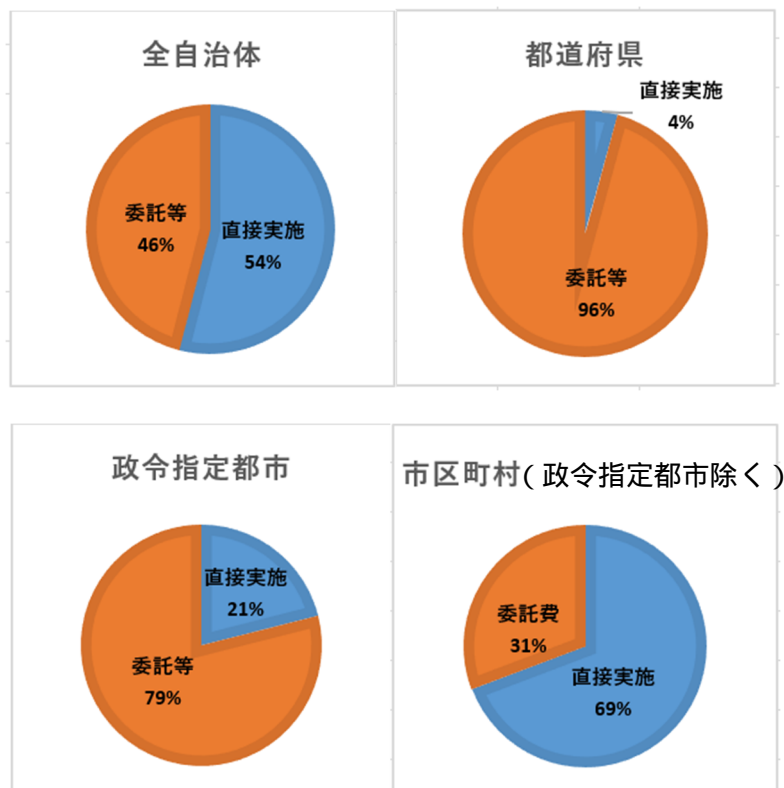
一元的相談窓口の委託等について

一元的相談窓口は、地方公共団体職員が自ら運営する方式のほか、地域の国際交流協会や外国人支援を行っているNPO法人、民間企業などに委託等（間接補助金による補助、指定管理も含む）する方法があります。

直接運営のメリット	委託等メリット
外国人の声を直接聞くことができる。 自治体の施策に活かしやすい。 職員が行うことで予算が抑えられる。	委託等先が長年培ってきたノウハウや地域の外国人との信頼関係が活かせる。 土日祝日の運営がしやすい。 外国人が身構えずに相談できる。

いずれの方法によっても、一元的相談窓口を円滑かつ効果的に運営するためには、地方公共団体と地域の外国人支援団体等の連携は重要であるため、日頃からの情報交換、関係構築等が推奨されます。

（参考）令和5年度末時点の一元的相談窓口運営方法別割合





一元的相談窓口の現況について

出入国在留管理庁では、外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体から報告していただいている相談件数等を基に、毎年、一元的相談窓口の現況を出入国在留管理庁ホームページで公表しています。

現況の内容としては、 交付決定状況、 一元的相談窓口の設置状況、 一元的相談窓口における相談実施状況 の3つの情報に加え、参考資料として外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口一覧についても掲載しています。

【資料のリンク先】

- 令和5年度外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について

(令和6年9月 出入国在留管理庁在留支援課公表)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001423857.pdf>



- 外国人受入環境整備交付金のページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html

